

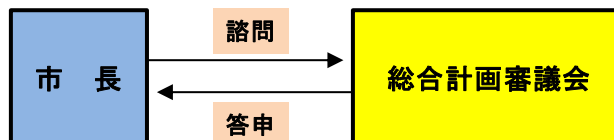
総合計画審議会の役割について

1. 総合計画審議会の役割

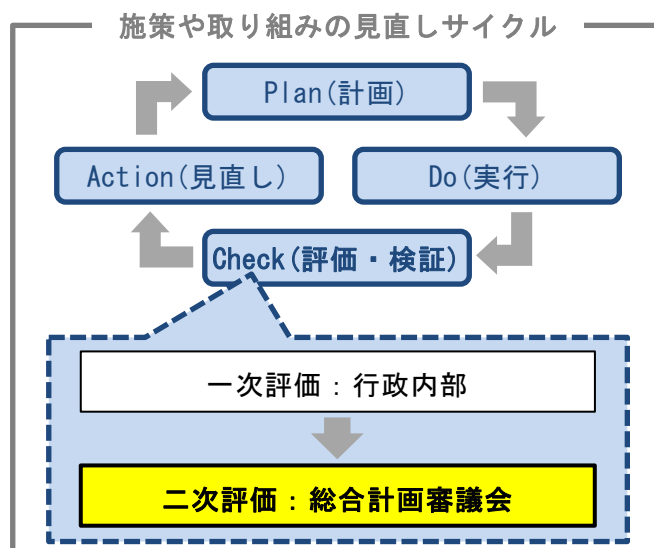
○大和市総合計画審議会規則（p.3 参考）には、総合計画審議会の役割として「本市の総合計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告すること。」と「本市の総合計画の進行管理に関する事項につき、市長に対し意見を述べること。」が規定されています。

○基本的に担う事務は次の通りです。

①市の最上位計画である総合計画の策定や基本計画の改定にあたり、市長の諮問を受けて審議を行い、その結果を答申する（臨時改定が生じた際の諮問審議を含む）。



②総合計画の進行管理として、市の実施した施策や取り組みについて、客観的、中立的な視点で点検・評価を行い、意見を述べる。



2. 総合計画審議会委員について

(1) 委員の身分について

○総合計画審議会の委員については、大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例により、「特別職の職員」として公務員の扱いとなります。

○また、大和市個人情報保護条例の適用を受け、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは認められません。職を退いた後も、同様の取扱いを受けます。

○大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例により、公務上の災害又は通勤による災害について補償されます。

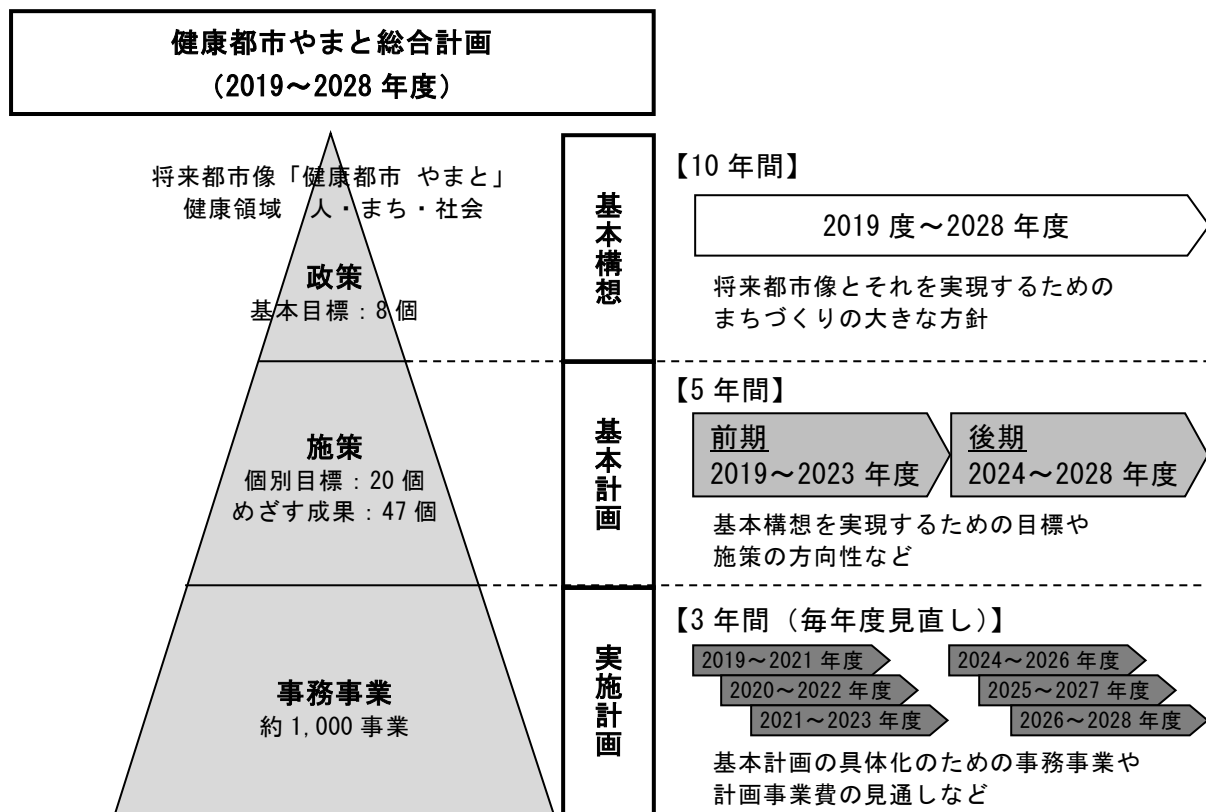
(2) 任期と報酬について

○任期：2 年間（令和 4 年 7 月 24 日～令和 6 年 7 月 23 日）

○報酬：日額 8,900 円（交通費及び源泉徴収税額を含む。）

3. 大和市の総合計画について

- 本市では、誰もが共通して願う「健康」をキーワードに、全ての世代が健やかで康らかな生活を実感できる「健康都市 やまと」を目指すべきまちの姿（将来都市像）に掲げ、健康都市やまと総合計画（2019年度～2028年度）を策定し、市政を推進しています。
- 総合計画は、市の全ての取組を網羅する最上位の計画であり、本市では基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成しています。



4. 大和市の行政評価について

- 本市では、総合計画に掲げる目標の実現に向け、市の仕事が着実に成果を上げているのか、真に市民の役に立っているのかを振り返る「行政評価」を行いながら市政を推進しており、下表のとおり「施策評価」、「施策の進行管理」、「事務事業評価」を整理しています。

【大和市の行政評価】 ※網かけ部分が総合計画審議会で担っていただく部分です

評価		対象	目的	評価主体
施策評価	二次評価	基本計画 「個別目標」	基本計画に掲げる取り組みや成果を計る指標の達成状況について2～3年ごとに評価を行う。	【外部】総合計画審議会
	一次評価	基本計画 「めざす成果」	基本計画に掲げる取り組みや成果を計る指標の達成状況について2～3年ごとに評価を行う。	【内部】行政内部（各部長）
施策の進行管理		基本計画 「めざす成果」	基本計画に掲げる取り組みや成果を計る指標の進捗状況について単年度ごとに確認する。	【外部】総合計画審議会 【内部】行政内部（各部長）
事務事業評価		実施計画 「事務事業」	事務事業の効果を点検し、成果、効率性を重視した業務の執行を図る。	【内部】行政内部（各課長）

○大和市総合計画審議会規則

昭和44年10月 1 日規則第20号

大和市総合計画審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第 9 号）により設置された大和市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本市の総合計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告すること。
- (2) 本市の総合計画の進行管理に関する事項につき、市長に対し意見を述べること。

(委員)

第 3 条 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認めた者のうちから、市長が任命する。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員又は補充による委員の任期は、他の在任委員の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 審議会は会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、第 2 条第 2 号に掲げる事務を処理する必要に応じ、部会を設置することができる。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和44年10月 1 日から施行する。

附 則（昭和51年規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第92号）

この規則は、平成17年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成19年規則第14号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年規則第90号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日規則第 9 号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。